

## 条例の基本的事項の修正について

平成16年1月23日  
第5回検討委員会

= 副会長, = 委員, = 事務局

**全体**

書き方が「である」のため、説教っぽくなるのでは。この条例は、市民との共働を目的としているので、例えば「です・ます」調に変えてみてはどうか。

行政技術上無理があれば仕方ないが、この検討委員会の答申としては、「です・ます」調で表現するという方針としたい。

どうせなら、小学五年生とか、担い手にもわかるような表現の工夫もお願いしたい。

中学校の新聞部員に意見を求めた時に、たくさんの意見が出るようであれば、市民の誰が読んでみてもわかると思うので、そのような工夫も必要である。

## 修正

- ・ 文章の末尾を「です・ます」調に修正

## 1 目的

どうしても堅い印象を受けるので、提言の「より多くの市民の参加による」という表現を参考に、「より多くの市民の参加を得て、自治会・町内会等の自治組織、」としてはどうか。

修正

- ・ 本文中「より多くの市民の参加を得て、」を挿入

---

「市民と行政の共働」という表現だと、市民公益活動団体間での共働が含まれないような気がする。

市民と行政の共働だけでなく、市民公益活動団体間相互の参画もあるのではという先ほどの意見からすれば、『目的』の部分では、「市民公益活動の活性化を図り」を「市民公益活動を相互に活性化し」としてはどうか。

自治組織とNPO・ボランティア相互の活性化が必要ということからすれば、「市民公益活動相互の活性化」では、その一つ一つは活性化しないとも受け取れる恐れがあるのではないか。全体も活性化し、市民公益活動団体も活性化し、自治組織とNPO・ボランティアも相互に活性化するということを表現できればいいのだが。

「活性化を相互に図り」とすればいいのでは。

委員会としては、「活性化を相互に図り」としたい。

修正

- ・ 本文中「活性化を相互に図り」に修正

## 2 定義

大学の知識・情報は広く社会に役立てなければならないし、実際の活動の中でも活用しているので、条例から「教育機関」は落とさない方がいいと思う。

「教育機関」全体を対象にするのは大変な部分もあるかもしれないが、大学が持つ公益活動に関する情報はぜひ活用していかなければならない。「教育機関」に代わるいい表現があればいいのだが。

提言や新・基本計画の中に、「大学」という言葉が入っているのは、大学と地域とのつながりが弱いからだと思う。

小・中学校の施設は共働の場となるわけだし、子どもたちだけでなく、家庭まで巻き込んだまちづくりの必要性を先生にも自覚してもらえると助かるが。

大学の教員が持っている知識と、小・中学校の先生が持っている知識を相互にぶつけながら、社会の団体と連携を図ることも考えられるので、大学だけを条例の対象とするのはいかがかと思う。また、南区役所においては、小学校の活動と連携して様々な活動を行っているところであり、自治会とも近い小・中学校を条例からはずすのはいかがか。

小学校の集まりがある場合には、必ず地域連携という形での意見交換が活発に行われていた。学校側の指導などについても、各学校に聞いてみたところ、学校・家庭・地域が一体となつての連携強化という中で、相互に協力し合っているということであった。学校側が地域に求める場合もあるし、地域が学校側に求める場合もあるので、相互に協力し合えるという関係からすれば、小・中学校も条例の対象とすべきではないか。

P T Aと地域は、教育の外において流れがあり、また、大学、高校、小・中学校の教師間の連携による社会貢献という教育の中での流れもある。そういう意味では「教育機関等」が正しいと思う。

全体的にみると、教育は学校に来る人間だけに情報を提供するのではなく、幅広く社会の一員として貢献しなければならないという流れにあることは間違いない。教育機関を、小・中・高校、大学に限定するという発想自体、教育の意味を非常に狭くするのではないかと思う。様々な社会教育機関もたくさんあるので、広い意味での教育機関とすれば共働しやすいのではないか。

教育というのは、何も教室だけで教えるのではなく、地域でも子どもたちに対して、生きた言葉で、体験をもとに一緒に学んでいくということだと思う。

小・中・高等学校が地域との関わりの中で学んでいくという方向にあるというのは当然だと思うが、あくまでも、教育機関として子どもたちをどう育てるのかという観点からの地域との関わりであって、それを小・中学校からまちづくりをすることで、役割を持たせていくというのは、教育基本法の中身や教育機関の役割という点からすると、逸脱する危険性があるのではないかと思う。特に、学校の先

生がそういう役割を担っていくことになると思うが、現状からすればパンクするのではないか。子どもたちに対して教育をするという点からしても、いろいろな条件面からしても、無理があるのではないか。

教員が地域に貢献しなさいという強制の話ではなく、もっと、まちが学校に関わりなさい、学校間で関わりがあって地域に貢献できるのではないかというような期待であるが、具体的な行動も起こっているという意見である。うまく一つの文章になるように相当工夫が必要であるが、教育機関に関する規定は復活させたい。

教育機関同士が連携しながら、まちづくりにも関わり、まちも教育に関わるというような相互関係を表現できればいいが。

さらに負担を負わせるのかのという懸念がある。新・基本計画や提言においても、「大学」という表現はあるが、「教育機関」という表現はない。引き続き検討してもらわなければ、現場の意向がない中で条例をつくと様々な形で問題が出てくるのでは。

本来は自発的なボランティア活動が原点になっているのに、「すべきである」というイメージにならないよう、表現を工夫する。

修正

- ・ 「学校」に関する規定の挿入

「2 定義」・・・ (1)「共働」に挿入，(5)「学校」の定義を新設  
「3 基本理念」・・・ 本文に挿入  
「7 学校の役割」・・・ 新設

### 3 基本理念

(2)の「それぞれの立場や役割を理解し合うこと」については、そればかりを強調しすぎても、実際に共働する時は、相手の部分まで踏み込むことになると思うが。  
原案どおり

(1)～(3)については、アクションに移る前の理解の面だけでしかなく、くどいような気がするし、くどい割には、(4)にどうつながっていくのかが見えにくい感じがする。他都市の条例を見ると、理解し合って共働するための「支援」という言葉がどこかの部分で入っているが、それと比較して、福岡市の場合は、新・基本計画においても、共働できる条件づくりの部分には、情報・理解・尊重だけしかなく、いきなり共働という展開になっている。支援という言葉を入れるかどうかは、微妙なところであるが、情報を共有し、理解し合い、尊重し合うことが一番の前提であり、そのうえで、お互いが共働できる条件づくりという意味での支援の方向性があった方がいいのではないかと。そして、(4)の共働によって解決に取り組むという流れにつながって、まちをつくっていくという方向性ができると思うが。

支援も必要だと思うが、一緒に参画するという言葉も文章の初めの部分に入れるべきだと思う。

市民公益活動団体、例えば、自治連合会とかの地域活動においても、自らが克服しなければならない課題がたくさんあるので、条例の中で支援という言葉を入れることには多少疑問がある。

提言の中には「必要に応じた支援」という上手な表現もある。

「支援」という言葉は、『市の施策』の中に入れてもいいのではないかと。

「共働」ということを広く考えれば、市が「共働」する場合には、結果として「支援」という形になるのでは。

先ほど、『市の施策』に言及した意見があったが、『市の責務』の中には、施策の責務と施策の実施に当たっての公正性・透明性の確保というくだりがあり、これが「支援」と重なり合うのではないかと。

「必要に応じた支援」という表現だと柔らかいが、「施策の実施」となると堅い気もする。

相互に参加・参画し合うということと、そのための糸口がないことには、『基本理念』でいう「活性化と共働によるまちづくり」のための条例はできないのではないかと。それなのに、これが暗黙のうちに組み込まれているという形にするのなら、何か新しく起こす力がこの条例にはなく、既にあるのではないかと話になっていくのでは。せっかく新しいものを作るのであれば、活性化して、共働して、作っていく

というものを見い出していく力について、『基本理念』で言及する必要があると思う。放っておいたら活性化しないかも知れないし、共働しないかも知れないし、あるいは新しいものがないかも知れないので、条例を作って、市に対して責務を課し、市民や市民公益活動団体に対しての自覚や責任を促そうとしているのであるから、一番最初の『基本理念』の部分で表現したい。

「支援」という時には、市だけが主体となるのではなく、事業者も支援することになると思う。他都市の条例にあるように、「パートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、支援し合う」という感じの表現になるのではないかな。

一方的に市が支援するという形ではなくて、互いに刺激し合い、支援し合うことにより、活性化し、共働によるまちづくりが実現するという表現がいいような気がする。

「支援」については、『市の責務』ではなく『基本理念』の前文の部分で、出された意見を踏まえ表現したい。

相互に支援し合うというのが前面に出るような表現にして欲しい。

「支援」という言葉は、どうしても上から下へというイメージがある。「共働」の定義の中には、「知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして」という表現があるが、支援し合うというよりも、力をあわせて一緒にやるという表現の方がいいのではないかな。

「相互に」の方にむしろアクセントがあるわけであり、相互に力を出し合うとか、市民公益活動団体同士で交流し合い、刺激し合うというようなイメージで捉えたい。「共働」の定義に係る表現を活かした形で、理念の中に福岡市らしさが前面に出るよう表現を工夫したい。

修正

- ・ 「共働」の定義を活かし、(4)を挿入

---

市民公益活動とは、(4)にあるような「地域の課題解決」だけではないと思う。目的達成型の市民公益活動を押しつけているという印象であり、どの部分に支援が働くのだろうかという気がする。

(4)の「課題解決」という言葉はそのまま残しながらも、活性化にも取り組むといったような、もっと広いイメージで表現して欲しい。

一緒に共鳴し合うとか、つらさを出し合って乗り越えるといったことを含めて表現しないと、課題解決だけでは、かえって弱くなってしまう恐れがあるので、工夫が必要である。

修正

- ・ [(4) = 新(5)] 中「相互に参加・協力して、課題解決に取り組む」趣旨に修正

## 4 市民の役割

「主体」という言葉が落ちてしまったが、ぜひ残して欲しい。

「自ら進んで」より「主体的に」の方がいいのではないか。市民公益活動は様々であり、「自ら進んで」だと全部に参加しなければならないが、「主体的」だとどれに参加してもいいということになる。

修正

- ・ (2)中「自ら進んで」を「主体的に」に修正

## 5 市民公益活動団体の役割

「公正性・透明性を確保しながら」という部分は、少し抽象的な表現ではないか。

修正

- ・ (2)中「公正性・透明性を確保しながら」を削除
- 

前の文章にも出てくるが、(3)の部分にも、あえて「市民公益活動団体間における共働を積極的に図る」というような言葉を入れた方がいいと思う。

確かに、そのような言葉を入れた方がいいかも知れないと思うので、工夫したい。

修正

- ・ (3)として、「市民公益活動団体間における共働を積極的に図る」という趣旨の役割を挿入



## 8 市の責務

(2)について、「公正性・透明性を確保しながら」という部分は、少し抽象的な表現ではないか。

修正

- ・ (2)中表現をわかりやすく修正

(3)について、「職員一人ひとりの意識向上を図る」という表現があるが、積極的に推進するという姿勢も表現して欲しい。

(3)については、「一人ひとりが主体的に」というようにした方がいいのでは。

職員も市民と同じように、夢を持って語るという意識を持てるようにという趣旨だと思うが、「主体的」というのはなじまないで、「顔が見えるように、主観的に、生々しく、市民公益活動団体と語りなさい」というような趣旨で表現したい。

修正

- ・ (3)中「積極的に」という趣旨を挿入

## 9 市の施策

(4)の「支援の拠点となる機能の充実」という表現は、日本語としておかしいのでは。「支援の拠点としての施設の機能充実」がいいのでは。

修正

- ・ (4)中「支援の拠点になる施設の機能の充実」に修正

(4)の「支援の拠点となる機能の充実」という部分について、拠点として具体的に想定しているのは、区役所や公民館のようであるが、公民館は、もともと社会教育施設であり、現状では、人の配置の問題も含めて大変だという声が公民館の職員からあがっているのではないか。現場の意向も聞いていかなければ、間違える危険性も出てくると思う。

原案どおり

( 施策の段階の検討事項 )

(5)で、財政上の措置について触れられているが、これは、未来永劫に続くものではなく、コミュニティが自律できるまでの措置であるというような趣旨を入れて欲しい。

財政上の措置についても、必要なことについては、市がきちんとするのが当然であって、自律経営ということで、本来的に市がやるべき事を自治組織などに肩代わりさせるようなことではいけないと思う。したがって、「財政上の措置を講じるよう努めるものとする」よりは「財政上の措置を講じなければならない」というような義務規定にすべきだと思う。

「財政措置を講ずるものとする」としたうえで、他都市のように、「既得権とすることはできない」というような表現を加えてはどうか。

その意見に賛成である。「必要な財政上の措置」の「必要な」には、いろんな意味が込められているのだと思うが、微妙な部分もあり、他都市のような表現がいいのではないかと思う。逆に、財政上の支援が不要だというところがでてくるのが、この条例の特色ではないか。

「既得権」が、5年なのか10年なのかという問題もあるかも知れないが、財政措置に関しては、3年ないし5年程度の中期計画を作っておかなければ、既得権化する恐れもある。「必要な」にもっといろんな意味を込めて文章を書いた方がいいのか、あるいは、議論されたことは議事録に残るわけだから、それを活かしてもらって条例を運用してもらおうのいいか。

他都市のように、「既得権化」という表現まで踏む込む必要はないと思うが、コミ

ユニティが財政支援を受ける際には、できるだけ短期間で自律できるような構えを持っておく必要があると思う。

「必要な」という言葉には、意味が込められているということで運用して欲しい。

原案どおり

## 10 附属機関の設置

最初に「市長の諮問に応じ」とあるが、市長の諮問がなければやれないのかということになる。諮問がなくても、積極的に意見を出してもいいのでは。他都市の条例では、市長の諮問に応じるだけでなく、「調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べることができる」となっている。

### 参考（第3回検討委員会における意見）

「市長に意見を述べることができる」ということは、逆に言えば、それ以外には市長に意見が言えないのかという捉え方もできるので、むしろ、「市長の諮問を受けて、答申する」とした方がすっきりすると思う。「市長に意見を述べるができる」場は、たくさん作るべきであり、言葉足らずだと思う。

### 修正

- ・ 本文中「市長の諮問に応じ」を「市は」に修正